

志染地区  
市政懇談会資料  
(書面回答)

## 地区からの意見・提言(書面回答)

### 志染地区

	意見・提言の内容	担当課
1	大型コンテナトレーラー夜間走行の騒音振動	生活環境課 道路河川課 プロジェクト推進課
2	歩道の草防止並びにバス停危険対策について	道路河川課 生活環境課
3	デジタル社会を目指すというが	デジタル推進課 生涯学習課
4	流量の多い河川の改修の必要性について	道路河川課
5	四合谷・細目間の道路拡幅	道路河川課

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	1	大型コンテナトレーラー夜間走行の騒音振動（三津田）
<p>(内容)</p> <p>現在、朝方4時～6時頃、大型トレーラーの走行騒音、振動が沿道住民の睡眠環境に悪影響を及ぼしている。</p> <p>トレーラーの走行時間を朝6時以降に変更、もしくは、沿道の住宅前のみ減速の配慮がいただけないか、情報公園都市の企業へ申し入れをしていただきたい。(特に、道路のつなぎ面のためか、爆発音のような、ドーンという音が我慢できない。)</p>		
回答	<p>(担当課) 市民生活部 生活環境課 都市整備部 道路河川課 都市整備部 プロジェクト推進課</p>	
<p>道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、道路管理者が現地確認し、舗装工事などの対応をしております。</p> <p>また、県道の修繕計画については、「県では交通量や路面性状調査結果等を総合的に判断し、管内全体で優先順位を検討し、優先度の高い箇所から舗装の修繕を行っています。また、緊急性が高い箇所については、随時部分的な補修を実施しています。</p> <p>三津田地区の県道については、傷みの激しいところについて舗装修繕を実施したところです。今後も道路パトロール等により路面の状況を確認しながら、適切な道路の維持管理を行います。」と道路管理者である兵庫県加東土木事務所から回答を頂いております。</p> <p>なお、市では、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の調査を実施しています。5年間で市内の交通量の多い34路線、45地点で調査しております。</p> <p>現在のところ、志染地区においては、兵庫県公安委員会に対して通行規制や速度規制など対応を要請できる数値ではございません。</p> <p>しかしながら、大型トレーラーの騒音等について、睡眠に悪影響を及ぼしているとのことご提言でもあることから、市としましても、情</p>		

報公園の企業及び兵庫県へ改善について申し入れています。

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	2	歩道の草防止について バス停危険対策について（東吉田）
<p>(内容)</p> <p>主要地方道三木三田線 三木吉田の信号から東吉田バス停を経て、安福田バス停までの区間、歩道車道側ガードレール際の草の処理をお願いしたい。アスファルトジョイント部分より生えています。</p> <p>自治会での村作業の一環として、歩道、ガードレール際の草刈りを試みましたが、事故、車の破損の危険性があるため断念しました。草刈だけの対応ですと1か月もすれば草が生えてきます。草を防止するような施策をとっていただけないでしょうか。</p> <p>また、この区間は事故多発箇所であり、小学校懇談会でも東吉田、安福田バス停の横断が危険なので、対応をしてほしいとの依頼を受けています。東吉田バス停については、横断旗は市民生活課に依頼し、当地区により設置しました。三木方面からの車に対して安全処理が未対策です。駐在さんより市に依頼をしてもらっていますが、車に対して危険箇所であることを促すような対策をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課 市民生活部 生活環境課	
<p>現地については、令和5年7月7日に三木警察署吉田駐在所、三木市生活環境課、三木市道路河川課で立会しており、草刈等の維持管理およびバス停付近の安全対策につきまして、兵庫県加東土木事務所に要望したところ</p> <p>「除草については、9月19日に実施いたしました。目地等からの雑草を防ぐ効果的な方策はないことから日々の道路パトロール等で注意深く監視し通行に支障がある場合には除去していく。」との回答がありました。</p> <p>また、バス停付近の安全対策については、今年度、県道から市道への移管を予定しており、その中で、県とも調整していきます。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	3	デジタル社会を目指すというが（大谷）
<p>(内容)</p> <p>①大谷地区の集落は谷合で狭小な地形に点在していますが、スマホの電波が届きにくい箇所があります。それはドコモの製品ですが、多くの家庭では玄関や二階に行けば通じるといい、家の裏側では電波が途切れます。</p> <p>そのために、家の後継ぎとされる子弟は、スマホが繋がらない大谷では暮らすことができない、という残念なケースが出てきています。</p> <p>前総理の菅さんが、スマホなどの使用料金を引き下げたと得意げでしたが、料金云云よりも電波が届かないという、料金以前の課題の解決を求めたい。</p> <p>②同様の事柄では公民館でのネット環境がないことです。</p> <p>近年では県や市町への提出書類は Web 上で作成し、データで提出することが増加しています。</p> <p>公民館にはネットにつながっているパソコンがないため、データで提出する資料がある場合、家庭の PC で書類を作成し送信するか、紙ベースで提出することになります。共用 PC を公民館に設置してもらうことはできないものでしょうか。公民館では個人と違い常時利用することがないことや、ウイルス対策も含めた PC の管理の必要が生じることは理解しますが、せめて、Wi-fi 設備だけでもあれば自身の PC を持ち込み作業をすることも可能になると思います。時代の要請から早晩それが求められます。</p> <p>これからの自治会運営は、会議の場に PC を置きデータを見ながら会議を進める時代に来ています。公民館などの公共施設で利用するネット料金交渉が可能かはさておき、公共施設のネット接続料金を、行政でご負担願うことができればと考えます。</p>		
回 答	(担当課) 総合政策部 デジタル推進課 教育総務部 生涯学習課	

①携帯電話の接続状況等については、利用されている各携帯電話の事業者にご直接相談していただく事案と考えますが、携帯電話の電波が届きにくい地域の対応についてNTTドコモにお問い合わせしたところ、住所を教えていただければ訪問し電波が届かない原因を調査しますと回答をいただきました。

については、詳しい住所等を教えていただければ、市からもNTTドコモの担当者に取り次ぎすることは可能でございますので、ご検討ください。

②コロナ禍において緊急事態宣言が出され、公民館は休館となりました。その期間、生涯学習講座などの主催事業や自治会、市民協議会などの地域活動もできなくなりました。コロナ禍では感染拡大を防止するため、長期間、不要不急の外出自粛が住民に求められたことから、閉塞感やストレスを住民の皆様に与える結果となりました。

今後このような状況になっても、生涯学習活動や住民活動が継続されるとともに、来館者サービスの向上、加えて避難所となった場合の通信、連絡手段としても活用できるよう、Wi-Fi環境やPC端末の整備やデジタル・ディバイド(情報格差)の解消をするため、新年度予算に向けて準備を進めてまいります。

あわせて、現在、市内公民館に高齢者等のデジタル環境に不慣れな方を対象としたスマホ教室を開催していますが、更に充実させ、デジタル化を進めてまいります。

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言等	4	流量の多い河川の改修の必要性について (三津田)
<p>(内容)</p> <p>河川改修について、近年、降雨量の増大により、河川の水位上昇などで、高い法面等が侵食され農地が危険な状態にあります。</p> <p>あわせて、呑吐ダム放流で水位が大きく上昇し、その影響で法面の浸食が激しく、場所によっては危険な箇所もありますので、早急な対策をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>河川管理者である兵庫県加東土木事務所に確認したところ、</p> <p>「現在、志染川については、河川整備計画に基づく改修計画はないが、河川の流れを阻害する樹木の伐採、土砂撤去については三木市、地元の皆様からの情報を踏まえて実施している。</p> <p>加東土木事務所においても河川点検をしているが、近年の降雨量の増大等による著しい河道の侵食など、地元の皆様でお気づきになられた箇所についてご連絡いただければ、現地確認の上、対応する。」との回答を頂いております。</p> <p>今回の提言を受けて、去る9月12日に兵庫県加東土木事務所と三木市においてパトロールを実施し、ご指摘の箇所や部分的に土砂の堆積がある箇所について確認したところでした。</p> <p>全体的には、岩盤層もある堀込河道で、改修等の計画はございませんが、対応が必要な箇所については、地域とも協議しながら検討してまいります。</p>		

市政懇談会 書面回答

地区名	志染地区	
意見・提言	5	細目・四合谷間道路拡幅拡張（細目）
<p>（内容）</p> <p>交通量も多く、高校生が自転車で通学していることもあり、安全のためにも道路拡幅をしてほしい。</p>		
回答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>当該路線については、昨年度もお答えした通り、まずは、土地の整理が必要となりますが、地図が混乱しており解消には至っておりません。</p> <p>今年度、一部待避所の工事を実施し、併せて路面標示等を施工しました。その明示による速度抑制などの一定の効果があると考えており、今後の状況を注視してまいります。</p> <p>全線の道路改良工事はすぐに着手できる状態にはありませんので、安全に通行していただくために、速度を守りながら、お互い譲り合い通行していただきますよう、よろしく申し上げます。</p>		